

昭和四十六年法律第二百一十九号

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

第一回	この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。	（趣旨）
第一章	総則（第一条・第二条）	（第一条）
第二章	沖縄県（第三条・第六条）	（第二条）
第三章	沖縄県の市町村（第七条・第九条）	（第三条）
第四章	裁判の効力の承継等（第十一条・第三十五条）	（第四章）
第五章	民事関係（第十一条・第二十四条）	（第五章）
第六章	法人の権利義務の承継等（第三十六条）	（第六章）
第七章	通貨の交換等（第四十九条・第五十二条）	（第七章）
第八章	法令の適用に関する特別措置（第五十三条・第五十四条）	（第八章）
第一節	通則（第五十三条・第五十四条）	（第一節）
第二節	総理府関係（第五十五条・第六十二条）	（第二節）
第三節	法務省関係（第六十三条・第六十七条）	（第三節）
第四節	大蔵省関係（第六十八条・第九十三条）	（第四節）
第五節	文部省関係（第九十四条・第九十九条）	（第五節）
第六節	厚生省関係（第一百条・第一百四条）	（第六節）
第七節	農林水産省関係（第一百五条・第一百十一条）	（第七节）
第八節	通商産業省関係（第一百十九条・第一百二十二条）	（第八节）
第九節	運輸省関係（第一百二十三条・第一百二十九条）	（第九节）
第十節	郵政省関係（第一百三十一条・第一百三十六条）	（第十节）
第十一節	労働省関係（第一百三十七条・第一百四十六条）	（第十一节）
第十二節	建設省関係（第一百四十七条・第一百四十九条）	（第十二节）
第十三節	自治省関係（第一百五十条・第一百五十五条）	（第十三节）
第九章	附則（第一百五十六条・第一百五十七条）	（第九章）
第一章	総則（第一条）	（第一章）

2 定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれららの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和四十八年三月三十一日までの間、当該教育区と区域を一にする市町村の教育委員会の委員の職にある者とみなす。

第四章 裁判の効力の承継等

第一节 民事関係

(民事事件等の手続の承継)

第十条 沖縄の人身保護法（千九百六十九年立法第七十七号）、沖縄の電波法（千九百五十五年立法第八十号）、立法院議員選挙法（千九百五十六年立法第一号）、市町村議會議員及び市町村長選挙法（千九百六十八年立法第七十四号）、行政主席選挙法（千九百六十八年立法第七十五号）又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法（千九百七十年立法第九十八号）の規定による事件（刑事案件及び沖縄の電波法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。）について琉球政府の高等裁判所（以下この章において「旧高等裁判所」という。）において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十一條 旧高等裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続（分限事件、刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 立法院議員選挙法（市町村議會議員及び市町村長選挙法（第十六条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）を除く。）、行政主席選挙法又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定による事件（刑事案件を除く。）について琉球政府の地方裁判所（以下この章において「旧地方裁判所」という。）において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

3 沖縄の電波法の規定による事件（刑事案件及び同立法第九十九条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件

を除く。)について旧地方裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類に関する経過措置)

件手続法第二十二条後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）に定める期間が現に進行しているものについては、なお前条の例

法（昭和四十六年法律第四十二号）第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

4 た事件の受理その他の手続とみなす。
この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件（刑事案件及び前条に規定する事件を除く。）についてされた上告の提起は、控訴の提起とみなす。

した事件の受理その他の手続（刑事案件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

(以下この章において「旧裁判所」という。) 又は琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章において「民政府の裁判所」という。)にあてて発せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事案件及び少年の保護事件に関するものを除く。)で、この法律の施行の際まだ受理されていらないものは、第十条から前条までの規定に基づいて事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審として了した判決(第十条に規定する事件及び刑事案件

年法律第七百七十三号）附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十八号）附則第六項から第八項までの規定の例による。

第二十四条 この法律の施行の際沖縄に適用さるべき過料又は監置（裁判所又は裁判官が料を支拂ふものに限る。）に関する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定めのない過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 琉球政府の簡易裁判所（以下この章において「旧簡易裁判所」という。）の権限に属する事項で本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属するべきもの（刑事事件に関するものを除く。）について旧簡易裁判所において沖縄法令によりてその他の手続は、那覇地方裁判所の受理において本邦の相当法令によりして事由の受理

3 その他の手続とみなす。

地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属していたものについては、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定によれば地方裁判所の権限に属しない事項についても、裁判権を有する。

件に関するものを除く。)に対し、この法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状となす。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承認した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判(刑事案件及び少年の保護事件に関するもの)を除く。)で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

(民事訴訟公法及び民事訴訟法に関する条項)

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づく
（自転車規則及び非自転車専用手続法に関する細則
措置）

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三九年法律第百三十九号)第十四条第三項の規定の適用を妨げない。

とされる法令の規定による過料についての裁判所がするものとする。

第一項の規定によりなおその効力を有する」ととされる沖縄の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖縄の家事審判法（千九百零六年立法第十八号）、沖縄の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の序維持に関する立法（千九百六十八年立法第十六号）又は沖縄の人身保護法の規定による過料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

事件及び少年の保護事件に関するものを除く。は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

件に関するものを除く。)に対ししてこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状となす。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承認した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判(刑事案件及び少年の保護事件に関するもの)を除く。)で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。(民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置)

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承認した事件につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治三十一年の法律第十四号)を適用し、又は準用するについての経過措置に関する事項は、民事訴訟

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法（千九百五十三年立法第四十八号）第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

第二十二条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第三項の規定の適用を妨げない。

第二十三条 前三项に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置に関する事項は、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定による。

とされる法令の規定による過料についての裁判所が、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖縄において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合につては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合につては地方法院が裁判所がするものとする。

第一項の規定によりなおその効力を有する」ととされる沖縄の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖縄の民事審判法（千九百零六年立法第十八号）、沖縄の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の秩序維持に関する立法（千九百六十八年立法第十六号）又は沖縄の人身保護法の規定による処料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事関係

（罰則に関する経過措置）

第十四条 旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続（刑事事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めが

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判（刑事案件及び少年の保護事件に関するものを除く。）で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。
（民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置）

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）を適用し、又は準用するについての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一百二十七号）附則第四項、第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和三

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

第二十二条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

第二十三条 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十四条第三項の規定の適用を妨げない。

(民事事件等の不服申立期間に関する特例)

第二十二条 第十条から第十五条までの規定によつて、前項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置については、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

とされる法令の規定による過料についての裁判所は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖縄において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合にあつては簡易裁判所が、旧地方法院が裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方法院がするものとする。

第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖縄の家事審判法（千九百五十六年立法第八十八号）、沖縄の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の秩序維持に関する立法（千九百六十八年立法第十六号）又は沖縄の人身保護法の規定による過料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

ある場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判(刑事案件及び少年の保護事件に関するものを除く。)で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。
(民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置)

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用するについての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第一百二十七号)附則第四項、第八項及び第十九項、民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第三百三十五号)附則第二項、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第一百五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

第二十二条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十四条第三項の規定の適用を妨げない。

第二十三条 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了しない場合に限り、この法律の施行の日から起算

とされる法令の規定による過料についての裁判所が、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖縄において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合にあつては簡易裁判所が、旧地方法院が裁判所がするものとする。

第一項の規定によりなおその効力を有する」ととされる沖縄の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、沖縄の民事審判法(千九百五十六年立 法第八十八号)、沖縄の民事調停法(千九百五十七年立法第九十六号)、法廷等の秩序維持に関する立法(千九百六十八年立法第十六号)又は沖縄の人身保護法の規定による過料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事関係

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際沖縄に適用させていた刑罰に関する規定(刑事に関する法令の規定のうち過料又は監置に関するものを含む以下この項及び第二十七条第一項においては、じ。)は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率によることとする。

2 球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件について、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事件について準用する。
前項の事件の手続の費用に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判（刑事案件及び少年の保護事件に関するもの）を除く。で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

（民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置）

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）を適用し、又は準用するについての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一百二十七号）附則第四項、第八項及び第十九項、民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第三百五十五号）附則第二項、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第二百五十五号）附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百号）附則第二項の規定の例による。

この法律の施行の際本土の裁判所に係属している事件の沖縄にある当事者の行為に關し民事訴訟法第二百五十九条第一項後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）又は非訟事務の際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法（千九百五十三年立法第四十八号）第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

二 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

三 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第三項の規定の適用を妨げない。

四 前三项に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置に關しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

（民事事件等の不服申立期間に関する特例）

第二十二条 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了しない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

（民事事件の手続の費用に関する経過措置）

第二十三条 旧裁判所に提起された事件（人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く。）の手続の費用については、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行

とされる法令の規定による過料についての裁判所は、次項に定めるものを除き、この法律の施行は、際沖縄において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合にあつては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方法院がするものとする。

第一項の規定によりなおその効力を有する」ととされる沖縄の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖縄の家事審判法（千九百五十六年立法第八十八号）、沖縄の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の秩序維持に関する立法（千九百六十八年立法第十六号）又は沖縄の人身保護法の規定による過料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事関係

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際沖縄に適用させていた刑罰に関する規定（刑事に関する法令や規定のうち過料又は監置に関するものを含む以下この項及び第二十七条第一項において同じ。）は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率によれば日本円に換算した額をもつてその額とする。

前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の刑法（明治四十年法律第四十号）第二十六条各号、第二十六条ノ二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行

行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

この法律の施行の際、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、法律（昭和四十一年法律第四十号）

二 一 旧地方裁判所が刑事に関する上訴審としてした判決に対する上告

二 沖縄の刑事訴訟法（千九百五十五年立法第八十五号）に定める非常上告及び特に定める抗告

高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 旧高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八条第一項及び第六項並びに第三十条において同じ。）に関し裁判権を有していた事項（前項各号に掲げるものを除く。）

二 旧地方裁判所が刑事に関し上訴審として裁判権を有していた事項（沖縄の刑事訴訟法第四百三十八条第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

三 沖縄の刑法第七十七条から第七十九条まで

の男は僕の語訳の第一審
地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）及び民政府の裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

4 家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に関する権限を有していた事項について権限を有する。
5 簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に関する裁判権を有していた事項（沖縄の刑法第九十五条の罪、同法第二百四十六条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十七条の罪及びその未遂罪

並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪（選択刑として罰金が定められているものを除く。）に係る訴訟を除く。）について裁判権を有する。

第二十七条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する

在治領及て、これに基づく命令並てに刑罰に關する最高裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの（以下この節において「本土の刑事関係法令」という。）の規定（刑罰に関する規定を除く。）は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合に

おいて、この法律の施行の際沖縄に適用されて
いた刑事に関する法令（以下この節において

「沖縄の刑事関係法令」という、この規定に関する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当

法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。
前項後段の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百五十五条に定める上告に関する規定は、沖縄の刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の

刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百九十五条第二項、第三百九十六条第二項又は第四百十三条第二項に定める即時抗告に関する規定とは、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第二項、第三百八十六条规定の如き又は第四百三十条第一項によるものである。

申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判（この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているも

のとみなされるもの以外のものについての裁判所を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。」は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては、この法律の施行の

3
している異議の旨立てにこの法律の施行の際に中央更生保護審査会に対してされた審査請求とみなす。
沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二

第二十八条 旧裁判所においてした刑事件に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地位を管轄する裁判所で前二条の規定により当該

所の裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件が係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。)において

た事件の受理その他の手続と、この法律の施行前に旧裁判所にあてて発せられた刑事に関する

訴訟に関する書類でこの法律の施行の際また受理されていないものは、相当裁判所にあてたも

この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならない。旧裁判所がした裁判その他の处分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるもの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了する日からしない場合に限り、この法律の施行の日か

4 ら起算する。
この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典（千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第二百四十四号）第五

一部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十条に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

6 限の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の換算については、第二十五条第一項後段の規定を準用する。

7
する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。

8
理を除き、その効力を有しない。

に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。この場合において、民政府の裁判所の裁判があるとした事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所がこれを定めた。民政府の裁判所の裁判があるとした事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所がこれを定めた。

規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたとき

は、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

第二十九条 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

この法律の施行前に沖縄においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）に定める減刑又は大赦若しくは特赦に相当する効力を有するものとみなす。

（適用除外）

第三十条 この節の規定は、沖縄に設立された裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの（沖縄に設立された裁判所が同日前に刑事に関してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものと含む。）及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

第五章 琉球政府等の権利義務の承継等

（琉球政府の権利義務の承継）

第三十一条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務は別に法律で定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

第三十二条 この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、國、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。（琉球政府の決算の処理）

第三十三条 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府の財産、公債及び借入金の現在高その他財政に関する一般的な事項について、印刷物の配付その他の適当な方法で住民に報告しなければならない。

（地方教育区の権利義務の承継）

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合教育区が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、その時においてそれが連合教育区と区域を一にする市町村又は沖縄県が承継する。（地方教育区の職員の承継）

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の職員として在職する者は、当該教育区と区域を一にする市町村の職員となる。

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項の規定により政府に移転し、又は政府が引き続いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となる。（琉球水道公社）

第三十七条 この法律の施行の際琉球電信電話公社法（千九百五十八年立法第八十七号）に基づく琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公社」という。）が有している権利及び義務は、その時において日本電信電話公社（以下この条において「公社」という。）が承継する。

第三十八条 この法律の施行の際沖縄の放送法（千九百六十七年立法第百二十二号）に基づく沖縄放送協会が有している権利及び義務は、その時において日本放送協会が承継する。（沖縄放送協会）

第三十九条 この法律の施行の際沖縄下水道公社法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄下水道公社が有している権利及び義務は、その時において沖縄県が承継する。（沖縄下水道公社）

第四十条 沖縄の立法により特別の設立行為をもつて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出しておる、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の事業を行なうことを目的とする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅供給公社となる。（沖縄学校安全会）

第四十一条 この法律の施行の際沖縄学校安全会法（千九百六十五年立法第十号）に基づく沖縄学校安全会が有している権利及び義務は、その時において日本学校安全会が承継する。

第四十二条 パインアップル産業振興法（千九百五十九年立法第百八十五号）に基づく輸出バインアップルかん詰組合は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）に基づく商工組合となる。

4 公社は、この法律の施行の日から起算して九日を経過する日までは、第一項の規定により沖縄の立法により特別の設立行為をもつて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出しておる、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の事業を行なうことを目的とする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅供給公社となる。

（琉球政府の決算の処理）

第三十三条 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（沖縄県の職員の承継）

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合教育区が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、その時においてそれが連合教育区と区域を一にする市町村の職員となる。

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の職員として在職する者は、当該教育区と区域を一にする市町村の職員となる。

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項の規定により政府に移転し、又は政府が引き続いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となる。（琉球水道公社）

第三十七条 この法律の施行の際琉球電信電話公社法（千九百五十八年立法第八十七号）に基づく琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公社」という。）が有している権利及び義務は、その時において日本電信電話公社（以下この条において「公社」という。）が承継する。

第三十八条 この法律の施行の際沖縄の放送法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄放送協会が有している権利及び義務は、その時において日本放送協会が承継する。（沖縄放送協会）

第三十九条 この法律の施行の際沖縄下水道公社法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄下水道公社が有している権利及び義務は、その時において沖縄県が承継する。（沖縄下水道公社）

第四十条 沖縄の立法により特別の設立行為をもつて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出しておる、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の事業を行なうことを目的とする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅供給公社となる。（沖縄学校安全会）

第四十一条 この法律の施行の際沖縄学校安全会法（千九百六十五年立法第十号）に基づく沖縄学校安全会が有している権利及び義務は、その時において日本学校安全会が承継する。

第四十二条 パインアップル産業振興法（千九百五十九年立法第百八十五号）に基づく輸出バインアップルかん詰組合は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）に基づく商工組合となる。

2 前項の規定により中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合となつた輸出バインアップルかん詰組合（以下この条において「かん詰組合」という。）は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに、必要な定期の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲渡することができる。ただし、あらかじめ郵政大臣の認可を受けることを要する。

（琉球政府の決算の処理）

第三十三条 沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成して九日を経過する日までは、第一項の規定により沖縄の立法により特別の設立行為をもつて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出しておる、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の事業を行なうことを目的とする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅供給公社となる。

（沖縄県の職員の承継）

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合教育区が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、その時においてそれが連合教育区と区域を一にする市町村の職員となる。

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の職員として在職する者は、当該教育区と区域を一にする市町村の職員となる。

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項の規定により政府に移転し、又は政府が引き続いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となる。（琉球水道公社）

第三十七条 この法律の施行の際琉球電信電話公社法（千九百五十八年立法第八十七号）に基づく琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公社」という。）が有している権利及び義務は、その時において日本電信電話公社（以下この条において「公社」という。）が承継する。

第三十八条 この法律の施行の際沖縄の放送法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄放送協会が有している権利及び義務は、その時において日本放送協会が承継する。（沖縄放送協会）

第三十九条 この法律の施行の際沖縄下水道公社法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄下水道公社が有している権利及び義務は、その時において沖縄県が承継する。（沖縄下水道公社）

第四十条 沖縄の立法により特別の設立行為をもつて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出しておる、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の事業を行なうことを目的とする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅供給公社となる。（沖縄学校安全会）

第四十一条 この法律の施行の際沖縄学校安全会法（千九百六十五年立法第十号）に基づく沖縄学校安全会が有している権利及び義務は、その時において日本学校安全会が承継する。

第四十二条 パインアップル産業振興法（千九百五十九年立法第百八十五号）に基づく輸出バインアップルかん詰組合は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）に基づく商工組合となる。

う。）に基づく私立学校教職員共済組合（同条第四項において「沖縄私学共済組合」という。）が有している権利及び義務は、その時において私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく私立学校教職員共済組合（同条第四項において「私学共済組合」という。）が承継する。

この法律の施行の際沖縄の農林漁業団体職員共済組合法（千九百六十九年立法第八十七号。）に基づく農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。同条において「農林共済組合」という。）が有している権利及び義務は、その時において農林漁業団体職員共済組合法（昭和二十二年法律第一百二十号）第一百八条の二第五項に規定する職員（当該職員とみなされる者を含む。）となる者（国家公務員法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第一号の職員となる者を除く。）が主体となつて組織するものは、国家公務員法に基づく法人である職員団体となる。

前項の規定により国家公務員法に基づく法人である職員団体となつたものは、人事院規則で定める日までに、解散したもの及び同法第八条の三の規定により登録されたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十五条 前条の規定は、琉球政府公務員法に基づく法人である職員団体又は沖縄の労働組合法（千九百五十三年立法第四十二号）に基づく法人である労働組合のうち、この法律の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第五十二条第五項に規定する職員となる者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九

号) 第三条第四号に規定する職員となる者を除く。) がそれぞれ主体となつて組織するもの(沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。) の地位について準用する。この場合において、前条中「国家公務員法に基づく法人」とあるのは「地方公務員法に基づく法人」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と、「第八十八条の三」とあるのは「第五十三条」と読み替えるものとする。

第四十六条 沖縄の労働組合法に基づく法人である労働組合又は琉球政府公務員法の規定に基づく法人である職員団体のうち、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号) 第三条の労働者(労働者が主体となつて組織するものは、同法に基づく法人である労働組合となる。

2 前項の規定により労働組合法に基づく法人である労働組合となつたものは、政令で定める日までに、解散したもの及び同法第十一条第一項又は公共企業体等労働関係法第三条第二項の規定の例により労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会又は公共企業体等労働委員会の証明を受けたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である労働組合の同法の規定による解散及び清算の例による。

(宗教団体等)

が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時において、すでに解散したものをお除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、宗教法人法第四十三条第三項第四号に掲げる事由により解散した宗教法人の解散及び清算の例による。

4 宗教法人法第十四条、第八十条、第八十条の二及び第八十二条の規定は第二項の規定による認証に関する決定及びその取消しについて、同法第八十八条（第一項第五号に掲げる事由に係る部分に限る。）の規定は当該認証を受けた沖縄宗教法人が宗教団体でないことが判明したことを事由とする解散命令について、同法第八十七条の規定は当該認証の取消しに関する訴えについて、同法第八十九条の規定は当該認証の申請について、それぞれ準用する。この場合における、同法第十四条第四項中「三月」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。
(その他の沖縄の法人の地位)

第四十八条 第三十六条から前条までに定めるもののほか、沖縄の民法（明治二十九年法律第十八条号）、沖縄の商法（明治三十二年法律第十九号）、沖縄の有限会社法（昭和十三年法律第十八号）、沖縄の有限公司法（昭和十三年法律第七十四号）その他本土法令に相当する沖縄法令に基づく法人は、それぞれ、民法（明治三十二年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限公司法（昭和十三年法律第七十四号）その他当該沖縄法令に相当する本土法令に基づく相当の法人となる。

第七章 通貨の交換等

(通貨の交換)

第四十九条 沖縄県の区域内にある居住者は、政令で定めるところにより、当該区域において保有するアメリカ合衆国通貨を、この法律の施行の日前における外國為替の売買相場の動向を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率により、同日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換しなければならない。

2 政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3 前二項における用語については、次に定めるところによる。

一 「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）により発行され、この

沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額（二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。）を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

沖縄の切手類については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額の限度において、郵便に関する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区域以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、沖縄県の区域において差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

（合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え）

第五十二条 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務（以下この条において「ドル表示債権債務」という。）、沖縄の市町村が有しているドル表示債権債務その他の国又は地方公共団体と沖縄にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖縄にある者の間又は沖縄にある者と本土にある者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

第八章 法令の適用に関する特別措置

第一節 法令による免許等の効力の承継等

（沖縄法令による免許等の効力の承継等）

第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これららの处分の取消し、申請、届出等の处分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間において処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。）で定

めることにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

前項の規定により本土法令の規定による免許、許可等の処分を受けたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利的な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用について、当該本土法令において不格事由とされている事実に相当する事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。

（沖縄において從事していた業務等の継続）

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。

（特別の手当）

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の規定により國家公務員となり、一般職の職員

の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十号）の規定の適用を受けることとなる職員の規定により同一法第九条第二項の規定の適用について持株会社となつたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の適用を受けたことを含む。）は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利的な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用について、当該本土法令において不格事由とされている事実に相当する事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。

（沖縄において從事していた業務等の継続）

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。

（特別の手当）

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員

の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十号）の規定の適用を受けることとなる職員の規定により同一法第九条第二項の規定の適用について持株会社となつたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の適用を受けたことを含む。）は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利的な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用について、当該本土法令において不格事由とされている事実に相当する事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。

（沖縄において從事していた業務等の継続）

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。

（特別の手当）

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員

(沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置)

第六十条 この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分(行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)で第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるもののその他の政令で定める沖縄の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対ししてされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為(行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。)については、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2 この法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができるものとされていた処分でこの法律の施行の際その提起期間が現に進行しているものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」と、同法第十四条第三項(同法第四十八条において準用する場合を含む。)中「経過したとき」とあるのは「経過したとき」(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき」とする。

第六十一条 削除
(所有者不明土地の管理)

第六十二条 沖縄法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際琉球政府又は沖縄の市町村が管理しているものは、当分の間、従前の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする。

第三節 法務省関係

第六十三条 削除

(裁判所職員に対する特別の手当等)

第六十四条 第三十二条の規定により裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)

号)の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

第二章 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師について

医師については、第五十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

第三章 琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受けた者

所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において適用するものとされる国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

(外国人弁護士に関する特例)

第六十五条 沖縄の弁護士法(一千九百六十七年立法百三十九号)附則第五条の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き沖縄においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に従事し、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、選考をすることができる。

3 第一条の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄に

おける仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならぬ。

8 この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けないでも、同項に規定する事務を行なうことができる。

(取得時効に関する経過措置)

第六十六条 沖縄群島(北緯二十八度、東經百二十四度四十分を起点とし、北緯二十八度、東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東經百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東經百三十三度の点、北緯二十四度、東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東經百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東經百三十三度の点、北緯二十四度、東經百二十八度十九分の点及び北緯二十七度、東經百二十四度二分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第一百六十二条第二項に規定する取得時効は、完成しない。

(政府賠償に関する経過措置)

第六十七条 この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の营造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(一千九百五十六年立法第十七号)の規定による。この場合においては、琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する国又は公共団体が、賠償の責めに任ずる。

第四節 大蔵省関係

(たばこ製造廃止業者等に対する交付金の交付)

第六十八条 沖縄県の区域内におけるたばこ専売事業及びたばこ専売法(昭和二十四年法律第二百五十九号)の規定によると、この場合においては、

製造たばこ(たばこ専売法(昭和二十四年法律

二百十一号)第一条第三項に規定する製造たばこをいう。次条において同じ。)の製造又は塩の製造若しくは再製(塩専賣法(昭和二十四年法律第二百十二号)第一条第三項に規定する再製をいう。)の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者で政令で定める要件を満たすもの(次条において「廃止業者」という。)に対し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受け損失等を勘案して算定した金額を特別の交付することができる。

2 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

第三章 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師について

医師については、第五十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

(特別会計の経理の特例)

第七十条 削除
(特別会計の経理の特例)

2 この法律の規定に基づき國が承継することとなる権利及び義務に関する経理を特別会計において行なう場合に必要となる当該特別会計と一般会計との間の繰入会計と一般会計又は他の特別会計との積立金の経理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。)については、政令で定めるところによる。

3 沖縄の復帰に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する経理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令で定めるところによる。

払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第二百十一条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税法第二十条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

7 関税法第十一章の規定は第一項、第四項及び第五項の犯則事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び第五項の犯則事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（国税に関する経過措置等についての政令への委任）

第八十八条 第七十二条から前条までに定めるもののか、国税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の適用についての経過措置、課税法令の沖縄への適用についての経過措置、課税法令の規定期に相当する特例を定めていた沖縄法令の規定に相当する本法法令の規定がない場合における当該特例の暫定的適用に関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる国税に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給）

第八十九条 国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに対し、その転業又は転職の円滑化等に資するため、予算の範囲内において

て、政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一 税関貨物取扱人法（千九百五十六年立法第六十号）第十二条の規定により税関貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税関貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その當む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税関貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少により、離職を余儀なくされることとなるものとし、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令での調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び第五項の犯則事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（沖縄県の区域内に所在する国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。）に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

（沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められている財産で、国が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町

村その他の法人に相当する者又は当該個人（これら者の一般承継人を含む。）に引き続き使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

一 税関貨物取扱人法（千九百五十六年立法第六十号）第十二条の規定により税関貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税関貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その當む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税関貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少により、離職を余儀なくされることとなるものとし、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国有の財産の管理及び処分の特例）

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める期間内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で売ることにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で売ることができる。

第九十二条及び第九十三条 削除

（第五節 文部省関係

第九十四条 この法律の施行の際沖縄の学校教育法（千九百五十八年立法第三号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に對し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）

第九十五条 沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を卒業し、又はこれらの学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

2 昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前の間に沖縄に存在した学校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行つたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。（私学共済法等に関する特例等）

第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律

第二百四十五号。以下この条において「私学共済法」という。）による加入者であつた者と、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済法による加入者期間とみなす。

2 前項の規定により私学共済法による加入者であつた者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間は私学共済法による加入者期間とみなす。

3 前項の規定により改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）の規定による改正前の私学共済法による加入者とみなされた者につき、その一部を減額することができる。

4 第二項の規定により私学共済法による加入者期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他の政令で定める者に係る平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私学共済法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法及び厚生年金保険法に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6 沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係

(著作権法に関する経過措置)
第九十七条 最初に沖縄において発行された著作

最初に沖縄において発行された著作物でこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権一部が消滅しているもの（この法律の施行の際に著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中その消滅した権利に相当する著作権に関する規定は、適用しない。

著作権法の施行前に最初に沖縄において発行された沖縄の著作権法の著作物である実演又はレコードでの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存するもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法第七条及び第八条並びに同法附則第一条第三項及び第五項の規定にかかるわらず、同法中著作隣接権に関する規定（同法第九十五条及び第九十七条の規定を含み、⁴同法第一百一条の規定を除く。）を適用する。

前項に規定する実演又はレコードに係る著作隣接権の存続期間は、沖縄の著作権法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間（その期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までの間）とする。

第九十八条 この法律の施行前に沖縄の著作権法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権による侵害する行為によつて沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作者人格権又は著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布す

2 この法律の施行前に沖縄の著作権法による著作権又は出版権を侵害することなく沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演、レコード又は放送に係る音若しくは映像の複製物（この法律の施行の際著作権法による保護を受けている著作物、実演、レコード又は放送に係るものに限る。）を沖縄県の区域以外の本邦の地域において領布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条规定第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて領布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

3 この法律の施行前に本土で作成され、又は本土に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物（この法律の施行の際沖縄の著作権法による保護を受けており、かつ、この法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなる著作物、実演又はレコードに係るものに限る。）を沖縄県の区域において領布する目的をもつてこの法律の施行後に当該区域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条规定第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該区域において情を知つて領布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

第六節 厚生省關係

7 医療法第五条、第八十六条第一項及び第二項、第八十七条並びに第八十九条並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者については、同条第二項中の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者については、同条第一項の規定によることを受けて登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十一条中「臨床研修等修了医師」とあり、同法第六条の五第三項第八号、第十二条第二項、第十五条第一項及び第八十六条第一項中「医師、歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

第一百一章

第六項に規定する場所は、診療所とみなす。

10 はこれに類する名稱を附けることができる。
政令で定める法律の規定(当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則を設けた場合)の適用に當る。

所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

項中「臨床研修等修業」は、「臨床研修等修業」とする
み替えるものとする
(准看護師に関する規定)

3	前条第二項及び第四項から第十項までの規定 は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行う場所について適用する。この場合において、同条第六	第三十一条の三 の三第三号 第一項	第七条の二 第一項
		第七条の三 第一項	第七条の三 第一項

第百四条 沖縄の厚生年金保険法(千九百六十八年立法第百三十六号)による被保険者であつた期間(昭和四十五年一月一日以後の期間に限るものとし、同立法による脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く。)は、当該被保険者の種別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間(この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。)は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による老齢、障害、脱退又は死亡に関する保険給付(葬祭料を除く。)については、同法第十

別置に於ける法律第一百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。」とする。

この法律の施行の際立法第百四十九号附則第十三条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護師試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格したことにより同立法による准看護婦となつている者は、第二項の規定により免許を受けた准看護師とみなす。

第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。
(社会福祉事業法等に関する特例)

七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

2 沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第百三十七号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る）、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の相关规定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法による被保険者であつた期間を有する者（昭和二十一年四月一日以前に生まれた者に限る）であつて、政令で定めるところにより、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間ににおいて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の規定により徴収される保険料ほか、政令で定めところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に保険料を納付することができる。

5 前項の規定による納付を行つた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金等の額の計算方法については、同法の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

6 前二項に定めるものほか、沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法又は国民年金法による老齢厚生年金等の額の計算方法について、これらの法律に規定する事項については、これら法律の規定にかかる。政令で特別の定めをすることができる。

7 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお從前の一例による。

この法律の施行の日前に生じた被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項

第七節 農林水産省関係

第一百五条 削除

(農林共済組合法に関する特例等)

2 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付又は同日においてまだ支給しない一時金たる給付に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給しない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

第一百六条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付に関する事項

2 沖縄農林共済組合の組合員となつた者につき沖縄農林共済組合法附則第五条の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十一年一月二十九日以後の期間）のうちその成立の際まで引き続いている期間は、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）。以下この項及び次項において「平成十三年統合法」といいう。第一条の規定による廃止前の農林共済組合並びに平成十三年統合法の規定にかかる。政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に減額することができる。

5 前項に定めるものほか、沖縄農林共済組合並びに平成十三年統合法の規定にかかる。政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

6 前項に定めるものほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他の被保険者に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄に係る特許権の効力は、この法律の施行の際に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内に

平成十三年統合法に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお從前の例による。

3 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

4 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

5 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

6 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

7 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員であつた期間とみなさない一時金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

第一百七条 沖縄県の区域内にある森林について

2 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄に係る特許権の効力は、この法律の施行の際に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内に

がされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第七十九条中「現に日本国内においてその発明の実施である事業をしていいる者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしていいた者は又はその事業の準備をしていいた者は、その実施又は準備をしていいた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

2 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

3 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

4 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

5 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

6 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

7 この法律の施行の日前に生じた組合員又は保険組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

第一百八条 削除

(特許法に関する特例)

2 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄に係る特許権の効力は、この法律の施行の際に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内に

百二十五条号)第二十九条中「現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」あるのは、「沖縄においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていた者又はその事業の準備をしていた者は、その実施又は準備をしていた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権についての通常実施権は、この法律の実施の日に発生したものとみなす。前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において基準日以前からの法律の施行の日まで継続してこの法律の実施前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていたもの(以下この項において「意匠実施者」という。)は、その実施をしていた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしており、かつ、意匠実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき(意匠実施者が当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得した者である場合を除く。)は、この限りでない。

3 前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、意匠法による通常実施権とみなす。

4 第百十九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

百二十七号)第三十二条第一項中「日本国内」とあるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己的業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」とあるのは「沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識された場合において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日まで継続してその商品についてその商標の使用がされたいた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

この法律の施行前から沖縄においてこの法律の施行前にした他の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者であつて、その使用をしていた結果この法律の施行の際沖縄においてその商標が自己的業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの(前項の規定により商標の使用をする権利を有する者及び基準日後において、かつ、他人の商標登録出願後にその商品についてその商標の使用を開始した者を除く。)は、次の各号の一に該当する場合を除き、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 その商標の使用を開始する以前から当該商標登録出願に係る商標又はこれに類似する商標が他人の業務に係る当該商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品を表示するものとして沖縄において需要者の間に広く認識されていたとき。

二 不正競争の目的をもつてその商標の使用をしていたとき。

当該商標権又は専用使用権者は、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域において当該商品について当該商標の使用をする場合は、この限りでない。

第九節 運輸省關係

8 別措置に関する法律第百二十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があつた場合」と読み替えるものとする。

指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車に係る有効な指定検査人検査合格標章を表示しているときは、車両法第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務については、沖縄車両法第七十二条及び第七十三条の規定の例による。

3 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九条第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合は、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した指定検査人であつて同条の規定による処分がなされていないものに對しても、同様とする。

4 車両法第一百三十三条の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

第一百二十五条 車両法第百条の規定は、指定検査人の業務に関する報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への立入りについて準用する。

2 車両法第一百一条の規定は、第百二十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二条の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。

3 指定検査人の遵守すべき事項並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章に関する必要な事項は、運輸省令で定める。

4 前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第百三条及び第一項において準用する同法第百条の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

- 5 指定検査人及び指定検査人の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第六百二十六条 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標章を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章に紛らわしい外觀を有する物を製造し、又はこれを使用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第百二十三条第三項の規定に違反した者

一 第百二十四条第三項の規定による指定検査人検査合格証を交付してはならない場合に指定検査人検査合格標章を交付した者

三 第百二十四条第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止の処分に違反した者

4 指定検査人検査合格標章を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第百二十三条第六項の規定に違反した者

二 前条第一項において準用する車両法第百条第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 前条第一項において準用する車両法第百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

6 指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に係り、第三項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(沖縄の自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置)

第一百二十七条 沖縄の自動車損害賠償保障法(千九百六十二年立法第九十一号。以下この節において「沖縄自賠法」という。)で定める自動車に規定する自動車(第六項を除き、以下この節において単に「自動車」という。)に係るもの

に限る。)であつてこの法律の施行の際締結されているもの(以下この節において「沖縄責任保険契約」という。)のうち対人損害(自動車の運行により他人の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この節において同じ。)のてん補に関する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に関する損害賠償については、自賠法の規定(第十六条の二、第十九条の二、第三章第五節及び第八十二条の二の規定を除く。)の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお從前の例による。

- 2
保険金額は、基準日（この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日（その日の前日までに保険契約者が保険者に対し自賠法第十三条第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日）をいう。以下この項において同じ。）以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、当該約定した保険金額とする。

3
沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六条第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二条第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえる損害をてん補する。

4
自賠法第七十三条、第七十六条第一項及び第七十七条の規定は前項の規定による損害のてん補について、同法第七十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を

受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除したものと定める。

冲縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害（自動車の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあらるべき損害をいう。以下この条において同じ。）の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けることあるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

前項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車で自賠法第二条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき損害の範囲について準用する。

沖縄責任保険契約の保険契約者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならぬ。

この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄自賠法第五条の規定の適用を受けていなかつたものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約（沖縄責任保険契約を除く。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この条において「沖縄任意保険契約」という。）により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたときは、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更るものとする。

- 4 前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

(琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに対する訴え等に関する経過措置)

第一百二十九条 沖縄の海難審判法（千九百六十二年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海難審判庁がした裁決は、当該裁決に係る海技従事者は又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）の規定による海技従事者の免許又は水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又はこれに係る業務に關し、海難審判法（昭和二年法律第三十五号）の相当規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした裁決とみなす。ただし、当該裁決に對しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができない。

2 前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対してもは、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法の規定による訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかわらず、訴えを提起することができる。

3 前項の訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日として、不变期間とする。

道立高級実業・専門学校卒業生の就職相談会

4 第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。	5 前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。
6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海難審判法の規定により審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。	7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。
8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。	9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を適用し、同条第四項の規定を適用しない。
10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。	

第十節 郵政省関係

（公衆電気通信法に関する特例）

第一百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）別表の規定にかかるらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは一加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までの間に行なわれたものであるときは次

の表に掲げる額とする。

料金種別	料金額
一 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	二万円
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なもとに	二万円

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海難審判法の規定により審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を適用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

（公衆電気通信法に関する特例）

第一百三十一条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）別表の規定にかかるらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは一加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までの間に行なわれたものであるときは次

の表に掲げる額とする。

料金種別	料金額
一 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	二万円
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なもとに	二万円

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海難審判法の規定により審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を適用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

（公衆電気通信法に関する特例）

第一百三十二条 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつているものは、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかるわら

ず、この法律の施行の日から起算して五年とす

る。

前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつている場合には、その者は、

この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び

該放送に附帯する業務の用に供する無線局につ

いての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

この場合において、当該みなされた免許の有効

期間は、同法第十三条第一項の規定にかかるわら

ず、この法律の施行の日から起算して五年とす

る。

前項に規定する者がこの法律の施行の際当該

無線局により日本語による放送及びこれに附帯

する業務を行なつている場合には、その者は、

この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規

定により日本語による放送をする無線局及び

該放送に附帯する業務の用に供する無線局につ

いての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

この場合において、当該みなされた免許の有効

期間は、同法第十三条第一項の規定にかかるわら

ず、この法律の施行の日から起算して五年とす

る。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前条第一項から第四項までの規定により郵

政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた

者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の

規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届

出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違

反したときは、電波法若しくは同法に基づく命

令又はこれらに基づく处分に違反したものとみ

なしして、同法第七十六条第一項の規定を適用す

る。

前条第一項から第四項までの規定により郵

政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた

者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の

規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届

出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違

反したときは、電波法若しくは同法に基づく命

令又はこれらに基づく处分に違反したものとみ

なしして、同法第七十六条第一項の規定を適用す

る。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ることができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ことができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ことができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ことができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ことができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ことができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、電波法

第四百四条の二の規定の例により、当該英語によ

る放送又は日本語による放送について放送事項

の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附す

ことができる。

前各項の場合においては、当該無線局の呼出

符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指

定するものとする。

ち、前項の規定によりこれらの税に適用される
地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。)は、本邦の法令としての効力を有する。(地方税法に関する経過措置)

第一百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という。)について地方税法及びこれに基づく法令の規定中法人の住民税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

2 沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

3 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める率を地方税法に規定する税率として、これらの税を課するものとする。一 昭和四十七年度から昭和五十年度までの各年度分の自動車税 沖縄法令の規定による自

動車税の税率を参照し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和五十一年度(バス以外の自動車にあつては、昭和四十九年度)において地方税法第一百四十七条第一項各号に規定する税率となるよう政令で定める率

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間ににおける軽油の引取り等に對して課する軽油引取税 沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

三 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る所得割 沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参照して政令で定める率

四 昭和四十七年度分の固定資産税 沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参照して政令で定める率

五 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税 沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参照し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百四十四条第一項各号に規定する税率となるよう政令で定める率

六 昭和五十年一月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間において使用する電気に対する課する電気税(特別徴収による電気税に對して政令で定める料金に係るもの)基礎となる率を百分の二とし、これを昭和五十年度から昭和五十二年度までの各年度においてそぞれぞれ百分の一ずつ引き上げ、昭和五十二年度において地方税法第四百九十条第一項に規定する税率となるよう政令で定める率

7 沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準による個人の市町村民税の税率を参照して政令で定める率

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ税を課する場合において、日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた地方税法第四百六十五条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこについては、当分の間、総務省令で定めるところにより、日本たばこ産業株式会社が直接消費者に製造たばこを壳り渡す第六十九条第一項に規定する小売販売業者に直接製造たばこを壳り渡したものとみなして、同法第三章第四節の規定を適用する。この場合において、同法第四百六十五条第一項中「当該小売販売業者の営業所所在の市町村」とあるのは「当該小売販売業者の営業所所在の市町村(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において小売販売業者のうち沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第六十九条第一項に規定する政令で定める者に製造たばこを壳り渡した場合は、直接消費者に製造たばこを壳り渡した場合には、直接消費者に製造たばこを壳り渡す小売販売業者の営業所所在の市町村」と、同法第四百七十三条第一項中「合計数」とあるのは「合計数(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた第四百六十五条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し)」と、同法第四百七十三条第一項中「売渡しにあつては、若しくは消費等に係る製造たばこに對しては、均等割の額を免除するものとする。」と、同法第四百四十七条第一項中「売り渡した製造たばこ」とあるのは「売り渡した製造たばこ(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売

産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十七年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

7 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車に對しては、軽自動車税を課さないものとする。

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ税を課する場合において、日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた地方税法第四百六十五条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこについては、当分の間、総務省令で定めるところにより、日本たばこ産業株式会社が直接消費者に製造たばこを壳り渡す第六十九条第一項に規定する小売販売業者に直接製造たばこを壳り渡したものとみなして、同法第三章第四節の規定を適用する。この場合において、同法第四百六十五条第一項中「当該小売販売業者の営業所所在の市町村」とあるのは「当該小売販売業者の営業所所在の市町村(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において小売販売業者のうち沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第六十九条第一項に規定する政令で定める者に製造たばこを壳り渡した場合は、直接消費者に製造たばこを壳り渡した場合には、直接消費者に製造たばこを壳り渡す小売販売業者の営業所所在の市町村」と、同法第四百七十三条第一項中「合計数」とあるのは「合計数(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた第四百六十五条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し)」と、同法第四百七十三条第一項中「売渡しにあつては、若しくは消費等に係る製造たばこに對しては、均等割の額を免除するものとする。」と、同法第四百四十七条第一項中「売り渡した製造たばこ」とあるのは「売り渡した製造たばこ(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売

販売業者に壳り渡した製造たばこの返還を受けた場合にあつては、当該たばこ税額のうち当該市町村に係るものに相当する金額として、総務省令で定めるところにより算定した額」とする。

9 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準による前年の所得及び課税総所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをして、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをなすことができる。

(地方消費税に関する特例)

第十 各項に定めるもののほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び課税総所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをして、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

10 前各項に定めるものほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準による前年の所得及び課税総所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをして、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

(前項の規定により第一項の違反行為につき法

3 法人の代表者は、法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法

地方税法第七十二条の百十一の規定は、第一項及び第三項の犯則事件の調査及び処分について準用する。

第九章 雜則

(政令への委任)

この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準する規定を設ける場合に当該経過措置の罰則に定める罰よりも重くない範囲内において罰則を設ける等、沖縄の復帰に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、罰則を設けることができる。

(最高裁判所規則等への委任)
この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」ととする。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。
(みなし揮発油の特例)
3 当分の間、第八十条第一項第三号に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

第百五十六条 この法律に規定する売渡し等に係る製造たばこについては、同項中「同法第三章の規定」とあるのは、「同法第三章第四節の規定及び地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条第二項の規定」として、同項の規定を適用する。

(所有者不明土地に関する措置)

政府は、第六十二条の規定に基づき沖縄県又は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起因する問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (昭和四七年三月三一日法律第七号)抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二六日法律第二号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月三〇日法律第一号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月三〇日法律第二号)抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四九年三月三〇日から施行する。

附 則 (昭和四九年四月二六日法律第二号)抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四九年四月二六日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月三〇日法律第一号)抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四九年三月三〇日から施行する。

もの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同前に収納し得る料金に係るもの)については、なお従前の例による。

又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同前に収納し得る料金に係るもの)については、同前に収納し得る料金に係るもの)については、同前に収納し得る料金に係るもの)で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

施行日前に使用した電気又はガスに対する電気税又はガス税(特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年五月一三日法律第三号)抄

(施行期日等)
1 この法律は、昭和五十二年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月一八日法律第六号)抄
(施行期日等)
1 この法律は、昭和五四年一二月一八日から施行する。

附 則 (昭和五五年七月五日法律第八七号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年七月五日法律第八七号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月五日法律第八七号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年七月五日法律第八七号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年七月五日法律第八七号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項、第四百九十条第二項並びに附則第三十一条の改正規定並びに附則第二十六条の規定は同年十月一日から施行する。

第二十七条 昭和五十年六月一日前に使用したガスに對するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)で沖縄県の区域内の市町村が課するものの税率については、なお従前の例による。

施行日前に使用したガスに對するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五一年二月二七日法律第二号)抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和五一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年二月二七日法律第二号)抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。
(施行期日)

附 則（昭和六年九月二五日法律第九
六号）抄

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

（施行期日）抄
第一條 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

（昭和六年三月三日法律第六号）抄
附則（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

八項及び附則第四項の規定は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこに對して課すべき市町村たばこ税について適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後、国内において事業者が行う（施行期日等）

て適用する。
日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において施行日前に行つた旧法第四百六十七条第一項に規定する発売等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、な

から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

お従前の例による。
附 則（平成三年五月二日法律第六五号）抄
(施行期日等)

一 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四条第三項 第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条（関税

（施行期日）
号抄
第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。
附 則（平成四年三月三一日去津第一〇

第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十四条を削る改正規定を

（施行期日）抄号

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

法附則第三条第一項の改正規定、同条第二項の表の改正規定（第四十九条を「第四十八条」に改める部分を除く。）及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税又は物品税については、なお従前の例による。

附則（平成四年七月一日法律第八九号）抄（施行期日）

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三

附則
（平成六年六月一五日法律第三三二号）抄

(施行期日) 一號抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月三十日まで、范围内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四条の三第三項及び第五条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日までの規定 平成九年四月一日

附 則（平成六年一二月二八日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条 第四条（別表第一（A））「を別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第一項の規定により關稅の輕減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年三月三一日法律第五四四号）抄

（施行期日）

<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成八年五月一五日法律第三十九号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成九年三月三一日法律第二三十号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成九年五月二三日法律第五九号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 （平成一年一二月二二日法律第一六〇号）抄</p>
<p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十二条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p>附 則</p> <p>（平成一年三月三一日法律第八号）抄</p>

第一條 中国国民年金法第百二十九条第四項及び第百三十七条の十五第五項の改正規定、第百三十九条第五項の改正規定、(同法第六項又は第七項に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る)、同法第百十九条第四項、第百二十条の四、第百三十条第四項及び第百三十条の二の改正規定、同法第百三十六条の三の改正規定及び同条を第百三十六条の四とする改正規定、同法第百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第一百四十条第八項の改正規定(「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る)、並びに同法第一百四十一条、第百五十九条第五項、第百五十九条の二、第百六十四条第三項及び第百七十六条の改正規定に限る)、並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定公布の日から起算して三月以内の政令で定める日(罰則に関する経過措置)については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年五月一九日法律第七
○号)
(施行期日)抄

第一条 中国国民年金法第百二十九条第四項及び第百三十七条の十五第五項の改正規定、第百三十九条第五項の改正規定、(同法第六項又は第七項に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る)、同法第百十九条第四項、第百二十条の四、第百三十条第四項及び第百三十条の二の改正規定、同法第百三十六条の三の改正規定及び同条を第百三十六条の四とする改正規定、同法第百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第一百四十条第八項の改正規定(「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る)、並びに同法第一百四十一条、第百五十九条第五項、第百五十九条の二、第百六十四条第三項及び第百七十六条の改正規定に限る)、並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定公布の日から起算して三月以内の政令で定める日(罰則に関する経過措置)

正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
第一百二条第二項の規定による准看護師の免許を受けた者とみなす。
(処分 手続等に関する経過措置)
第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一六年三月三一日法律第七
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月九日法律第八四
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月九日法律第八四
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年年三月三〇日法律第六
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年年三月三〇日法律第六
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年年三月三〇日法律第六
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年六月二四日法律第五
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二一年六月二四日法律第五
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月一五日法律第七
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年七月一五日法律第七
(施行期日) 第三条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年七月一五日法律第七
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日法律第一
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

<p>(政令への委任)</p> <p>第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成二十七年三月三一日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>
<p>六 第二条 (次号から第九号の二まで及び第十号から第十六号までに掲げる改正規定を除く。) 並びに次条並びに附則第七条第三項及び第五項、第九条(第二項及び第四項から第六項までを除く。)、第十二条、第十六条第四項及び第六項、第二十条並びに第二十八条の規定 平成二十八年四月一日</p>	<p>附 則 (平成二十七年三月三一日法律第九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

<p>七 第三条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>	<p>附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百三十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--	---

<p>八 第四条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百四十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>
---	---

<p>九 第五条 この法律は、平成三〇年六月二七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>	<p>附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三〇年六月二七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一項改正に伴う経過措置)</p> <p>第一百五十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--	--

